

浜松市監査委員告示第8号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第2項及び第5項の規定に基づき、
随時監査及び行政監査を執行したので、その結果を同条第9項の規定により次のとおり公表する。

令和8年9月7日

浜松市監査委員	石坂守啓
浜松市監査委員	佐藤雅秀
浜松市監査委員	幸田恵里子
浜松市監査委員	加茂俊武

随時監査(公営企業会計に係る財務事務等の監査)・行政監査結果に関する公表

第1 監査の基準

この監査は、浜松市監査基準(令和2年浜松市監査委員告示第2号)に準拠して実施した。

第2 監査の対象

次のとおりである。

対象とする事業会計	対象とする部	対象とする課等
1 病院事業会計	健康福祉部	病院管理課
		佐久間病院
2 水道事業会計	上下水道部	上下水道総務課
		お客さまサービス課
		水道工事課
		浄水課
		北部上下水道課
		天竜上下水道課
3 下水道事業会計	上下水道部	上下水道総務課
		お客さまサービス課
		下水道工事課
		下水道施設課
		北部上下水道課
		天竜上下水道課

第3 監査の期間

令和8年5月29日から同年8月12日まで

第4 監査の着眼点及び実施内容

令和7年度公営企業会計における財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理並びに事務の執行について、合規性、正確性、経済性、効率性及び有効性の観点から適正に行われているかを着眼点とし、検証した。

監査手続については、監査対象部局から提出された資料及び諸帳簿等関係書類を抽出調査するとともに、関係職員から説明を聴取し、関係法令等に基づき適正に執行されているかについて監査を行った。

第5 監査の結果

上記のとおり監査した限り、重要な点において、監査の対象となった事務が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めていることが認められた。